

関係私立幼稚園・認定こども園 設置者 様

大阪府教育庁私学課長

令和5年度大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付申請書の提出について（通知）

大阪府補助金交付規則第4条第1項及び大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、標記補助金交付申請書を下記のとおりご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 補助金交付申請にかかる提出書類

- (1) 大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助対象経費内訳表（様式第1号の2）
- (3) 私立幼稚園等に就園する障がい幼児一覧表（様式第1号の3）
- (4) 保護者説明等実施状況報告書（様式第1号の4）
- (5) 特別支援教育担当教職員調査票（様式第1号の5）
- (6) 園長・担任にかかる人件費内訳表
- (7) 要件確認申立書（様式第1号の6）
- (8) 暴力団等審査情報（様式第1号の7）
- (9) 補助金（概算払）請求書（様式第3号）

※（6）は、園長・担任の人件費計上がある場合のみ提出が必要です。
※ 作成・提出にあたっては、別紙「注意事項」を必ずご参照ください。

2. 補助単価

障がい幼児が1人の場合	392千円
障がい幼児が2人以上の場合	784千円

※なお、国の補助額の動向によって、補助単価を調整する可能性があります。

3. 提出期限

令和6年2月19日（月曜日）必着

4. 提出先

〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階
大阪府教育庁 私学課 幼稚園振興グループ

5. 支払い予定

令和6年3月中～下旬を予定

【担当】

大阪府教育庁私学課
幼稚園振興グループ 國村

（電話）06-6210-9273

《注意事項》

1. 用語の説明

◇ 「障がい幼児」とは

「令和5年度 大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金の対象園児数の確認について（通知）」によって
人数を確認した園児のことをいいます。

※申請書の「障がい幼児」欄に記入いただく人数です。

◇ 「補助対象経費」とは

障がい幼児の保育に直接携わる教職員の人件費・教育研究経費のことをいいます。

※他の経費（管理経費等）は含みません。

※大阪府私立幼稚園経常費補助金に係る経費、大阪府私立幼稚園教育研究費等補助金に係る経費、
国又は市町村等の他の補助事業の対象となる経費は除いてください。

2. 記入・提出について

◇ 必ず、各記入例を参考に作成してください。

◇ 必要事項はすべて記入してください。

施設名・設置者所在地・設置者名・代表者名について、記入漏れがないことを確認してください。

4. 実績報告書の提出時期について

◇ 実績報告書の提出は、令和6年4月中旬頃を予定しています。

◇ 近年、実績報告において、補助事業に要した経費の金額（補助事業額）が補助金交付額を下回り、超過交付分を返還いただく事案が発生しています。

このような事案の発生を防ぐため、一部の園(※)につきましては、実績報告書の提出時期を早め、令和6年4月上旬頃とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

※近年、返還額が発生した園、交付申請額と補助事業額の差額が小さい園、交付申請額が「園児数×補助単価」を下回る園等

3. お問い合わせ

◇ ご不明点がございましたら、メールにてお問い合わせください。

なお、メールの題名は、次のとおり記載してください。

【題名】特別支援教育費補助金の交付申請書について

◇ お問い合わせ先

大阪府教育庁 私学課 幼稚園振興グループ 担当：國村

メール：shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp